

# 京都情報大学院大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 京都情報大学院大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の理念「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する」に基づいて定め、いずれも大学の個性・特色を反映したものとなっている。使命・目的等は大学ウェブサイトに掲載して学内外に周知しており、その見直し等を行うに当たっては、各種会議の議を経て理事会で審議・決定している。また、使命・目的等を達成するため、中期事業計画を策定し、諸施策を講じている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は建学の理念及び使命・目的を反映して策定しており、その実現に向けて必要な教育研究組織を整備している。

#### 「基準 2. 学生」について

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学ウェブサイト等により周知している。入学者選抜は、公正かつ妥当な方法及び体制により実施している。海外提携校との連携強化により、入学者数は入学定員を十分満たしている。学修支援及びキャリア支援については、「アカデミックコーディネーター」やキャリアセンターが教職協働により取り組んでおり、特に留学生に対しては中国語や英語が堪能な職員を配置して、多言語で対応できる環境を整えている。学修環境について、京都本校及びサテライトキャンパスとも教育目的を達成するために適した施設・設備を整えている。学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生生活満足度調査」やオンラインサポート窓口等により把握し、改善に努めている。

#### 「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえて策定しており、大学ウェブサイト等により学内外に周知している。また、同ポリシーを踏まえて各授業科目の教育目標や成績評価方法、修了認定基準を適切に定め、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、「使命・目的に基づき、IT（ICT）スキルとマネジメントスキルとを兼ね備えた、ウェブビジネス分野で活躍できる高度専門職業人を育成するためのカリキュラム」としており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って、専門分野科目群他 2 科目群で構成している。これらの学修成果とともに学生による授業評価と学生生活満足度調査から教育内容・方法に対する意見を聴取し、総合的に点検・評価を行い、教育及び学修指導の改善に活用している。

#### 「基準4. 教員・職員」について

学長の補佐体制として4人の副学長を置くとともに、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを学則及び組織規程等に明記しており、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を確立している。また、教授会に相当する大学院委員会は大学院委員会運営規程等に基づき適切に運営しているが、同委員会に意見を聴くことが必要とする事項を定めていない点については早急な対応が必要である。教員は設置基準を満たした専任教員数、教授数、実務家教員数を確保し、研究者教員と実務家教員のバランスを考慮した構成としている。また、教員の採用・昇任については、関係規則に基づき適切な運営を行っている。FD(Faculty Development)については、副学長をセンター長とする高等教育・学習革新センターが担当し、教育内容・方法等の改善・開発が継続的かつ効率的に図れるよう努めている。一方、SD(Staff Development)については、職員の資質・能力向上を目的として、組織的な研修を行っている。

#### 〈優れた点〉

○業務の効率化及び教職協働を推進することを目的として、「アドミニストレーション教員」を配置していることは評価できる。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び組織倫理に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。中期事業計画を策定し、理事長教育諮問会議及び大学院委員会等のもとでPDCAを展開し、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。環境や人権に関する諸規則を定めるとともに、危機管理マニュアル等を整備し、環境保全、人権及び安全に配慮した体制を整備している。理事会は法人の最高意思決定機関として適切に機能し、寄附行為により、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。理事、監事及び評議員を寄附行為に基づき適正に選任して、理事会及び評議員会ともに適切な運営を行っている。財務運営について、入学者数が安定的に推移し、基本金組入前当年度収支差額は収入超過の状態が続いており、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。会計処理についても学校法人会計基準及び関係規則に基づき、適切に行っている。

#### 「基準6. 内部質保証」について

学則及び「自己点検・評価に関する規程」に基づき、内部質保証に関する方針を定め、構成員に周知するとともに、教育研究活動等の状況について定期的に自己点検・評価を実施している。内部質保証のための恒常的組織として、学長を責任者とする自己点検・評価委員会を核として、理事長教育諮問会議や大学院委員会及び内部監査室等と連携した内部質保証体制を整備している。自己点検・評価のエビデンスについては、高等教育・学習革新センター他各部署が収集・分析を行っている。三つのポリシーを起点とした内部質保証の自己点検・評価は全学的な連携体制により行い、中期事業計画及び年度計画の実施結果を精査し、その評価結果をもとに必要に応じて改善に取り組み、その結果の検証も行っている。大学運営において、PDCAサイクルの仕組みは十分機能している。

総じて、建学の理念に基づく大学の使命、目的及び教育目的を定め、その実現に向けて学修環境、教育研究環境の整備・充実に取り組んでいる。大学院委員会の運営に一部問題があるが、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を3年ごとに実施し、その結果を踏まえたPDCAを展開し、教育の改善・向上に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 外国人特別研究員による高校への最新技術紹介
2. 教養教育の実践

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的については、学則及び大学ウェブサイト等に具体的かつ簡潔に明文化している。いずれも、建学の理念「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する」を基軸とし、大学の個性・特色を反映したものとなっている。また、社会情勢の変化を鑑みて、必要に応じて使命・目的等の見直しを行っている。

##### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定や見直しを行うに当たっては、教職員で構成する各種会議の議を経て理事会で決定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的等は、大学ウェブサイトや学生便覧に掲載し、学内外に周知するとともに、それを反映した重点項目を中期事業計画に掲げている。三つのポリシーは建学の理念や使命・目的等を反映して策定しており、1 研究科 1 専攻、付属の研究所やセンター等、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、大学ウェブサイト、大学案内、学生募集要項及び大学院説明会で周知している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法及び体制により適切に実施している。入学者数についても入学定員を十分に満たしている。

海外提携校との連携を強化して、入学志願者数の増加に努めており、収容定員に沿って学生数を確実に維持している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全新生を対象に教員による「アカデミックコーディネーター」（以下「AC」という。）を割当て、学生の学修・科目履修及び学生生活上のさまざまな相談に対応している。中途退学、休学及び留年等の対応、授業の欠席、成績不振、学費未納など多岐にわたって事務部とACが情報共有し、学生の面談と相談を行っている。学生に関する特記事項や面談記録は、ACと事務部共に「学生情報管理システム」に記録し、全教職員が参照できるようにし、指導記録を共有している。障がいのある学生に対して個別の状況に応じて必要な支援を行えるよう対応している。これらにより、職員と教員が協働して学生の学修や生活の指導・支援をしている。

チュータリングサービス体制による上級生や認定TAを授業支援の一つとして制度化している。オフィスアワーは原則、授業時間の前後30分とし、これ以外にも設定している。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

多くの講義でグループワークを取入れ、協働する力やコミュニケーション能力を身に付ける授業が行われている。日本で就職を希望する留学生に必要なビジネス日本語やEメールの書き方などを修得する講義科目も開講している。就職支援活動では、対面やEメールによる個別面談において英語のみならず、中国語やネパール語などでも対応している。

授業外での取組みとして自分自身の適性を把握し、実践的な能力を育成できるようインターンシップへの参加を支援している。インターンシップの種類は、①独自に企業等と提携したプログラム②海外インターンシップ③公的機関が実施するプログラム④就職サイトで募集されるプログラム—の四つあり、他に留学生を対象とした有給インターンシップもある。就職進路ガイダンスやセミナー、学内企業説明会の開催、就職対策講座の開催及び就職・進学に関する情報提供は、全てキャリアセンターが企画・運営している。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生課が中心となり、ACと連携して学生生活の安定のための支援を行っている。事務窓口では、事務手続きのほか、学生生活上の相談も受付けている。学生の自治活動である

学生会のイベントや活動が行われる際には、場所の提供や物品の貸出、経費支援などを行っている。留学生への対応として、中国国籍の職員や英語が堪能な職員を配置し、多言語で対応できる環境を整えている。オンラインサポート窓口も開設している。

ハラスメント相談窓口や専門のカウンセラーを配置した学生相談室、更に、医務室も配置している。大学独自の奨学制度である「特待生制度」「未来 IT 人材育成奨学制度」「貸費制度」「学費分割サポート制度」によって学生への積極的な経済支援を実施している。

#### 〈参考意見〉

○学内の安心・安全の確保に配慮し、看護師等の配置など、医務室機能の充実について検討が望まれる。

### 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は京都本校百万遍キャンパス、京都駅前サテライト、東京サテライト、札幌サテライト及びサイバー京都研究所で構成されている。京都本校の本部棟・南校舎・2号館と京都駅前サテライト間にシャトルバスを運行させ、移動の便宜を図っている。

「学習管理システム」を多言語対応させ、留学生に配慮している。コンピュータを配置した複数の実習室があり、授業時間以外でも使用できる環境を学生に提供している。図書室は京都本校の本部棟と2号館に配置され、専門書をはじめ各種ジャンルの書籍等を整備し、かつ、専門分野に関わる国内外の学会等の出版物等を利用できる。

京都本校の本部棟、京都駅前サテライトについてはバリアフリー化を実現している。

受講者数がコンピュータの台数以上となる科目に関しては同一科目を複数配置し適正な受講者数となるよう努め、これにより教育効果を上げられるよう学生数を適切に管理している。

### 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各学期中に学生による授業評価を実施しており、学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備している。また、その授業評価が学修支援の体制改善に反映されている。具体的には、学生からの授業評価に関する意見・要望等に基づき授業担当者は改善策等を報告書に記入している。

対面での事務窓口やオンラインサポート窓口を通じて学生生活全般に対し学生からの不安や質問を受付ける体制を整えている。経済的に困窮した学生向けに学費延納制度もある。

学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生生活満足度調査」を実施している。調査結果を各担当部署で検討し、事務部がその検討結果を取りまとめ、自己点検・評価委員会が、その報告に基づいて対応策を関係部署に指示している。具体的な事例として、配架図書増加や電子図書の導入、新校舎設立時に自習室を新たに設置するなどの対応を行っている。

### 基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、「カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、高度専門職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観を身につけていること」等をディプロマ・ポリシーとして定めている。大学案内と大学ウェブサイトディプロマ・ポリシーを公開し、学生便覧で学生及び教員へ周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、各授業科目の教育目標や成績評価方法を授業シラバスで示し、単位認定について 10 段階又は可否で評価することを規則で定め、学生便覧で周知している。FD の一環として「授業報告会」を実施し、同報告会での成績評価方法や評価基準の報告を踏まえた討議を通じて、単位認定の公平で厳正な運用を図っている。

修了認定基準をディプロマ・ポリシーに基づいて適切に定め、学生便覧で周知し、修了認定は、大学院委員会の審議を経て学長が決定し、厳正に基準を適用している。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、「使命・目的に基づき、IT (ICT) スキルとマネジメントスキルとを兼ね備えた、ウェブビジネス分野で活躍できる高度専門職業人を育成するためのカリキュラムを実施」と掲げ、教育目的を踏まえて策定され、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。大学ウェブサイトと学生便覧に掲載して周知している。

カリキュラム・ポリシーに基づき、科目を専門分野科目群、産業科目群、共通選択科目群に大別し、八つの専門分野を設定し、教育課程を体系的に編成している。STEAM(Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics)教育の観点に基づき、教養教育に当たる科目を配置している。

履修登録単位数の上限設定、反転授業による学修時間確保など、単位制度の実質化の工夫を行っている。また、高等教育・学習革新センターを設置し、教授方法を工夫・開発し、学修者中心の教育の強化を図っている。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

カリキュラムはディプロマ・ポリシーを踏まえた教育目標を達成するように設定されており、このカリキュラムによる学修の達成状況を学修成果として位置付け、評価している。特に「マスタープロジェクト」等を通じて「高度職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観を身につけている」ことを学修成果として重視している。

これらの学修成果を点検・評価するとともに、学生による授業評価及び学生生活満足度調査の「本学での学習」「授業」「教員」に関する項目等から教育内容や方法等に対する学生の意見を収集し、総合的に点検・評価して教育内容・方法及び学習指導等の改善へとつ

なげている。また、「授業報告会」を実施して、成績評価の方針、成績分布、学生の意見などについて意見交換を行い、学修成果に関するフィードバックの場とし、教育及び学修支援活動の改善に努めている。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 【評価】

基準 4 を満たしている。

##### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学長の補佐体制として 4 人の副学長を置くとともに、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを、大学院学則及び組織規程等に明記している。また、学長の指示により必要に応じてワーキンググループを組織し、必要事項の検討を行うなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

大学の審議機関であり教授会に相当する大学院委員会の役割については、大学院委員会運営規程等に明記しており、大学の意思決定の権限と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。一方で、大学院委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め周知していない点は、改善を要する。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化するとともに、一部の教員を「アドミニストレーション教員」として事務部門に配置することで、教員と職員のコミュニケーションを促進し、教学マネジメントの機能性の向上に努めている。

##### 〈優れた点〉

- 業務の効率化及び教職協働を推進することを目的として、「アドミニストレーション教員」を配置していることは評価できる。

##### 〈改善を要する点〉

- 大学院委員会運営規程第 4 条第 1 項第 4 号の規定「前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が適切に定め、大学院委員会に周知していない点は、改善を要する。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

教育目的を踏まえて教員の任用に係る基本方針を定めており、教育課程に即して設置基準を満たした専任教員数、教授数、実務家教員数を確保し、研究者教員と実務家教員のバランスを考慮した上で適切に配置している。また、教員の採用・昇任については、「教育職員選考規程」「教育職員任用・昇任に関する内規」等に基づき、人事委員会で適切な審査を行っている。

FD 等については、副学長をセンター長とする高等教育・学習革新センターを中心として、学生による授業評価、教員相互による授業評価、授業報告会などの効果的な取組みを実施しており、教育内容・方法等の改善・開発が継続的かつ効率的に図れるように努めている。

#### 4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

職員の資質・能力向上のための取組みについては、全教職員が出席する全体会議の場を利用して、大学の教員・職員として必要な知識に関する研修会を組織的に実施しており、学外の研修会にも教職員を積極的に参加させることを通じて、人材育成を行っている。

また、学外の研修で入手した情報は、学内教職員で共有するとともに、その内容をもとに制度の変更やマニュアルの更新など実際の業務に生かすような取組みを行っている。

#### 4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究空間を十分確保するなど、研究環境を適切に整備しており、これを活用した研究活動を通して、外部資金の獲得に向けた努力を行っている。研究倫理に関しては、学内の諸規則及び「研究費使用ガイドライン」を整備しており、責任体制やルールを明確にした運用を行っている。また、研究活動への資源の配分については、「研究費等の取扱いに関する内規」等に基づき、都度、研究内容に応じた研究費の分配を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとした学校法人の組織倫理の基本となる各種規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。法令等に基づき情報公表を適切に行っている。中期事業計画を策定した上、理事長教育諮問会議、大学院委員会等の会議・委員会等により PDCA を回す体制を整え、使命・目的の実現に向けた継続的な努力をしている。学校法人は、公益通報、大学はハラスメント防止ガイドライン、個人情報保護に関する規程等を定め、人権について配慮を図っている。また、危機管理マニュアルを整備し、危機管理体制を構築、安全に対する配慮をしている。省エネルギー化に向け、電球の LED への移行、新校舎での太陽光パネルの導入等、環境保全を図っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき、適正に理事を選任し、法令等で定める事項及び法人の業務に関する重要事項について適切に審議をしている。また、理事会・評議員会は、必要に

応じ適宜開催している。理事の出席状況及び欠席時の意思表示書も適切であり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制は整備され、法人の最高意思決定機関として適切に機能している。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

寄附行為に基づき、学長は理事に選任されている。理事長は、隔週開催を原則とする大学院委員会のメンバーであり、法人と大学の管理運営機関の意思決定・連携は円滑かつ迅速に行われ、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。大学院委員会へは、「アドミニストレーション教員」でもある事務部長、アドミッションセンター長、キャリアセンター長、学長が必要と認めた法人事務局長も出席し、各法人・大学間の連携及び相互チェックが機能する体制となっている。監事は、寄附行為に基づき、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事の理事会及び評議員会への出席状況、職務状況は適切である。評議員も、規則に従って、学内外から適切に選任している。評議員会の運営状況、出席状況は適切である。

#### 〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛名が理事長となっている点については、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号に従い、理事会・評議員会とすることが望まれる。

### 5-4. 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

中期事業計画を策定し、その上で毎年度の予算編成、執行管理を行い、適切な財務運営を確立している。入学者数が安定的に推移し、基本金組入前当年度収支差額は収入超過の状態が継続されており、使命・目的及び教育目的の達成に資する安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。また、外部資金の導入についても力を入れ、JAXA（宇宙航空研究開発機構）の受託研究経費をはじめ、科学研究費助成事業、寄付金増強にも努めている。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、寄附行為、会計・経理規程及び会計・経理規程施行細則にのっとり、法人事務局において、適切に実施をしている。予算については、3月に当初予算を策定し、評議員会への諮問を経て理事会で決議しており、適正な手続きを実施している。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人は公認会計士による計算書類、ガバナンスの遵守状況の監査、監事は監事監査規程に基づき、理事の執務執行と適正な会計処理を監査、内部監査室は、内部統制の観点から行う業務監査と財務監査を主に期待される役割として、連携した監査体制を整備し、各監査機能の充実を図ることで、適正かつ厳正に運営をしている。

## 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学則に「目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」と定めるとともに、自己点検・評価に関する規程に「学長は、自己点検・評価結果において改善が必要と認めた事項に対し、適切な措置を講ずる」「各組織は、自己点検・評価結果に基づいて、教育研究活動、管理運営等の状況の改善に努めるものとする」旨を規定している。これらを、内部質保証に関する全学的な方針としてまとめ、理事長訓話において教職員全員に周知している。また、内部質保証のための恒常的な組織として、学長を責任者とする自己点検・評価委員会を核として、理事長教育諮問会議や大学院委員会及び内部監査室等と連携した内部質保証体制を整備している。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

### 〈理由〉

内部質保証を目的として、自己点検・評価に関する規程に基づき、学長や研究科長等で組織する自己点検・評価委員会とその運営部会を定期的に立上げ、機関別認証評価及び分野別認証評価のための自己点検・評価を自主的・自律的に行っている。また、その結果については、理事会及び大学院委員会に報告するとともに学外に公表している。なお、自己点検・評価のエビデンスについて、教員相互による授業評価や学生による授業評価等によっては高等教育・学習革新センターが収集・分析し、学生の属性、成績、履修状況等のデータにあつては学修管理システムにより管理して、関係各部署が分析を行っている。

## 6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

三つのポリシーに基づき策定した中期事業計画及び年度事業計画の各事業結果について自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い、評価結果への対応等については同委員会の下部組織である運営部会が検討し、自己点検・評価委員会及び大学院委員会にその内容について報告を行っている。改善すべき点に対しては、学長が担当部署又は担当者に改善指示を出し、自己点検・評価委員会が改善結果の検証を行っている。また、機関別認証評価や分野別認証評価等の結果についても同様に対応しており、PDCA サイクルの仕組みは確立、機能している。

### 〈参考意見〉

○大学院委員会の審議事項の取扱いについては、関係規則に基づき早急な対応が望まれる。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会連携

## A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

### A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

## A-2. 行政・企業との連携

### A-2-① 大学の知の拠点をつまえた行政・企業との関係

#### 【概評】

大学は、物的・人的資源を活用し、地域社会へ貢献している。京都で開催された IGF(インターネット・ガバナンス・フォーラム)において、教員がパネリストとして参加するとともに、学生にも積極的な参加を促し、IGF 京都の活性化に貢献した。IGF の京都開催に合わせて、学内に SIG(School on Internet Governance)事務局を設置し、インターネットガバナンスについて考える「SIG Japan」を開催し、公開による勉強会を行っている。また、IGF プレイベントとして、高校生・学生、一般社会人に対して公開講座を大学の大会場で開催するなど、物的・人的資源を生かして社会に貢献している。他の取組みとして、観光情報学会への会場の提供、産学連携による IT 人材育成のための「未来環境ラボ」という学びの場の提供、「ChatGPT/生成 AI ワークショップ」の開催など、物的・人的資源を社会へ提供する多様な活動を実施している。

大学は知の拠点として行政や企業との関係を構築している。大学は平成 27(2015)年から地理的名称 TLD(Top Level Domain)である「.kyoto」の管理事業者として活動している。

「.kyoto」では、京都府に関係のある者に登録を限定し、有害サイト等への利用禁止など、クリーンで安全安心な TLD の実現を目指して運営している。京都府・京都市と連携を図りながら「.kyoto」を通じた京都のためのサイバー空間の構築と京都ブランド力の強化を行っている。また、京都府警と締結した協定により警察官を対象とした集中講義を継続して実施し、多くの情報処理技術者試験合格者を出す等、京都府警の人材育成に貢献している。一般社団法人日本 IT 団体連盟 (IT 連盟)とも連携し、理事長が IT 連盟を代表して政府主催の国際女性会議「WAW!2022」で「女性とデジタル・STEM 教育」に関する改革提言を行うなど、さまざまな団体と連携し、知の拠点としての活動を続けている。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 外国人特別研究員による高校への最新技術紹介

2022年8月より1年間の計画で、日本学術振興会（JSPS）の外国人研究者招聘事業による特別研究員として張光子先生（中国・北方工業大学在籍）が本学教員とともに研究活動を行っていた。日本学術振興会のサイエンス・ダイアログ（世界各国より日本の大学・研究機関等へ研究のために滞在している優秀な若手外国人研究者を講師として高等学校等に派遣し、自身の研究や出身国に関する内容をテーマに英語によって講義するプログラム）の事業として、2023年2月8日、奈良市にある私立 帝塚山高等学校に招かれ、VR（仮想現実）など張先生が研究中の最新技術を題材にした英語による授業を担当した。張先生は本学でVRの最先端技術について研究しており、歴史のある京都をVRビデオで収録し、様々な文化や歴史的遺産をインタラクティブに紹介するコンテンツを制作した。その過程のなかでVRの新しい表現手段を発見しながら、国際的な相互理解の一助にもつなげる活動を行っている。

### 2. 教養教育の実践

最近ではIT技術者にもアートや音楽などを通して、感性を磨くことが重要であると言われている。本学では2023年度秋学期より、ピアニストである多川響子教授による「音楽概論」、真野宏子教授による「西洋美術史概論」、2024年春学期より同教授の「近現代美術史概論」、さらにバイオリニストである劉薇教授による「アジアの近現代音楽」など、教養教育としての音楽・美術の科目を充実させている。設計時より音響効果を重要視した本学、京都駅前サテライト大ホールや百万遍校本部棟新校舎多目的ホールでの授業は各年代の代表的な音楽家紹介とその楽曲の演奏、そして歴史的な背景などを鑑み、曲にかけた思いや感情を考察する内容である。また、国際的に活躍している音楽家とのミニコンサートなども実施し、これら授業を通し、学生には技術面だけではなく、自分自身の内面を磨き、豊かな人間性が醸成されることを期待している。



「帝塚山高等学校での授業風景」



「鷺見恵理子&多川響子デュオコンサート」

